



2023年9月27日

各 位

会 社 名 ロングライフホールディング株式会
社

代表者名 代表取締役社長 小嶋 ひろみ
(スタンダード・コード：4355)

問合せ先 常務取締役 大麻 良太
(TEL. 06-6373-9191)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る 承認決議に関するお知らせ

当社は、2023年8月15日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」（以下「2023年8月15日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式併合の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2023年9月27日から2023年10月24日までの間、整理銘柄に指定された後、2023年10月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 第1号議案 株式併合の件

当社は、2023年8月15日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合比率
当社株式について、1,000,000株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
10,331,285株
(注) 当社は、2023年8月15日開催の取締役会において、2023年10月26日を消却予定日として、自己株式859,105株(2023年8月4日時点で、当社が所有する株式の全部)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
10,331,295株
(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2023年9月13日に公表した「2023年10月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年4月30日時点の当社の発行済株式総数(11,190,400株)から、当社が2023年10月26日付で消却を行う予定の自己株式数(859,105株)を控除した株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2023年8月15日付で開催された取締役会において決議しております。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
10株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
40株
- ⑦ 1株未満の端株が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
- (a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
本株式併合により、NPMI-LLH株式会社(以下「公開買付者」といいます。)及び遠藤正一氏、ロングライフ総研株式会社(以下「ロングライフ総研」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。
本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却

について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者、遠藤正一氏及びロングライフ総研のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、並びに当社株式が2023年10月25日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることから、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式の1株当たりの買付等の価格と同額である186円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様が交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
公開買付者
- (c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性
- 公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、三菱UFJ銀行からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定していたところ、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された2023年6月14日付融資証明書を確認し、その後、公開買付者及び三菱UFJ銀行の間で本銀行融資に係る金銭消費貸借契約が締結されたことを確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いについても、これらの資金から賄うことを予定しており、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。
- したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。
- (d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み
- 当社は、本株式併合の効力発生後、2023年11月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併

合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2023年11月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2024年1月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2023年10月26日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

II. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は40株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

また、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)、第8条(単元未満株式についての権利)及び第9条(単元未満株式の買い増し)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

なお、当該定款の一部変更の内容等は、2023年8月15日付当社プレスリリースをご参照ください。

また、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2023年10月27日に効力が発生する予定です。

III. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2023年9月27日(水)
② 整理銘柄指定日	2023年9月27日(水)
③ 当社株式の最終売買日	2023年10月24日(火)(予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2023年10月25日(水)(予定)

⑤ 本株式併合の効力発生日	2023年10月27日（金）（予定）
---------------	--------------------

以 上